

南区公告 第205号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月8日

横浜市南区長

高澤 和義



送達を受けるべき者の氏名又は名称	有限会社ホワイトベア
送達する書類	令和8年度賦課 令和8年度課税 固定資産税・都市計画税 督促状
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示日：令和8年9月8日

固定資産税・都市計画税

地方税法第371条

[illegible]

作成日：令和8年9月7日